

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

平成4年1月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、保険料は納付が遅れることがあっても未納が生じないよう納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間は国民年金保険料が納付されている上、申立人は、平成4年1月から6年5月までの国民年金の加入期間29か月のうち、申立期間を除く26か月分の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料が納付済みとなっている26か月のうち4か月については過年度納付されていることから、申立人の主張どおり、納付が遅れても未納を解消しようとしていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し得なかった事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和43年7月2日から48年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を43年7月2日に、資格喪失日に係る記録を48年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、43年7月から45年9月までについては3万9,000円に、同年10月から46年9月までについては4万2,000円に、同年10月から47年7月までについては4万5,000円に、同年8月から48年7月までについては5万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から48年8月1日まで
② 平成11年10月8日から12年3月1日まで

昭和43年3月にA事業所に就職し、B事業所に異動するまで継続してC事業所のD及びEの仕事を行っており、会社から健康保険証を交付された記憶がある。

B事業所では、昭和62年11月に代表取締役役に就任し、平成12年2月まで勤務していたが、11年10月8日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主及び申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が、申立期間①において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と一緒にA事業所に就職したとする同僚は、社会保険庁（当時）の記録から、同事業所において、昭和43年7月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所の元事業主は、「申立人はF営業所の責任者を務めており、正規職員として勤務していた。正規職員については、社会保険に加入させ、社会保険料を控除していた。」旨を証言している。

加えて、同事業主は、「A事業所はB事業所を買収し、A事業所の従業員であった申立人をB事業所に役員として派遣したので、申立人のA事業

所とB事業所の勤務は継続しているはずである。」旨を証言している。

なお、A事業所から申立人とともに、昭和48年2月1日にB事業所の取締役就任した3人は、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和43年7月2日から48年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に本社からF営業所に異動し、同時期にB事業所の取締役となった同僚の記録から、昭和43年7月から45年9月までを3万9,000円に、同年10月から46年9月までを4万2,000円に、同年10月から47年7月までを4万5,000円に、同年8月から48年7月までを5万2,000円にすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所に対し被保険者資格の得喪に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月2日から48年8月1日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和43年3月から同年7月2日までの期間については、申立人と一緒にA事業所に就職したとする申立人の同僚は43年7月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、元事業主や同僚から、申立人が当該期間に厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる証言が得られないなど、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和43年3月から同年7月2日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②当時にB事業所の代表取締役であったことが法人登記簿から確認できるところ、同事業所は、オンライン記録から、平成11年10月8日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、代表取締役であった当時のB事業所の社会保険関係書類等はすべて廃棄済みであるとしており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時の従業員（複数）から聴取しても、申立人が当該期間に勤務していたことは証言しているが、厚生年金保険料が控除されていたこと

を推認できる証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月26日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係るA事業所における標準賞与額の記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月26日

平成18年12月26日に支給された賞与に係る標準賞与額が同年7月に支給された標準賞与額と比べて大幅に低いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 8 月 30 日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る A 事業所における標準賞与額の記録を、18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 30 日

申立期間における賞与については、保管している賞与支払明細書において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、18 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間の厚生年金保険料についても納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年10月1日から29年4月29日までの期間及び同年9月1日から30年6月6日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を28年10月1日及び29年9月1日に、資格喪失日に係る記録を29年4月29日及び30年6月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、28年10月から29年3月までを8,000円、29年9月から30年5月までを1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から33年3月まで

昭和28年10月から33年3月まで、BとしてA事業所に勤務した。証明するものは無いが、複数の同僚を記憶しており、同期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の同僚（複数）の証言及び申立人の業務内容に関する記憶から、申立人がA事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録では、A事業所は、昭和23年1月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、29年4月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年9月1日に再び新規適用事業所となっていることが確認できるところ、上記の適用事業所であった期間について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶している同僚（複数）の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「申立人は、昭和28年10月ごろから勤務しており、申立人とはグループは違ったが、業務がC制であったので必ず顔を合わせていたし、仲もよかった。」と証言しており、別の同僚は、「申立人は、昭和28年ごろから自分が退職した30年6月5日ま

では勤務していた。」と証言している。

加えて、当時のA事業所の経理担当者は、「申立人は、昭和28年10月ごろから勤務しており、当時、Dは特殊な業種であり、A事業所はBを厚生年金保険に強制的に加入させていた。」旨の証言をしている上、当時の給与担当者は、「Bを含む正規従業員は、全員厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険料は給与から控除していたと思う。」と証言している。

なお、当該同僚（複数）は、A事業所において昭和29年4月29日に被保険者資格を喪失し、再度、同年9月1日に被保険者資格を取得し、30年6月30日までに同事業所における被保険者の大半が資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、申立期間のうち、昭和28年10月1日から29年4月29日までの期間及び同年9月1日から30年6月6日までの期間においてA事業所に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じBとして昭和28年10月及び29年9月1日に被保険者資格を取得している同年代の同僚に係るA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、28年10月から29年3月までの期間は8,000円、同年9月から30年5月までの期間は1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年10月から29年3月までの期間及び同年9月から30年5月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和29年4月29日から同年8月31日までについては、オンライン記録によりA事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、昭和30年6月6日から33年3月までについては、A事業所が適用事業所となった29年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者513人のうち、472人が30年6月30日までに同資格を喪失していることが

確認できる上、30年6月6日から33年3月までに係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和29年4月29日から同年9月1日までの期間及び30年6月6日から33年3月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月及び同年 5 月、55 年 3 月から 60 年 10 月までの期間及び 60 年 11 月から 63 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 55 年 3 月から 60 年 10 月まで
③ 昭和 60 年 11 月から 63 年 11 月まで

申立期間①については、昭和 54 年 3 月に大学を卒業し、実家に戻り、54 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は金融機関で納付した。

申立期間②については、銀行で現金納付又は口座振替により国民年金保険料を納付した。

申立期間③については、A 国から帰国した直後の平成元年に元夫が私の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したはずであり、申立期間①、②及び③のすべてにおいて、保険料を納付しているのに、申立期間が国民年金に未加入又は保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 11 月ごろに払い出され、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推察され、この時点で申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から聴取しても、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付場所や納付方法等に関する記憶は曖昧であり、申立期間①及び②について、国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがうことができない。

さらに、申立人は、申立人が結婚した昭和 56 年 6 月以降の期間については、申立人とその元夫の二人分の国民年金保険料を納付したと主張するが、元夫の国民年金保険料は 63 年 1 月から納付が開始されている。

- 2 申立期間③については、オンライン記録上、申立人は国民年金の被保険者ではなかった期間とされている上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年 11 月ごろの時点では、申立期間③の一部（昭和 60 年 11 月から 62 年 9 月まで）は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間③直後の昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は、平成 2 年 1 月 16 日に過年度納付されているが、この過年度納付が行われた時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができなかつた上、申立期間③の保険料を納付したとする元夫からその納付時期、納付方法等について具体的に聞いておらず、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の元夫も昭和 60 年 12 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料は未納となっている。

- 3 申立期間は合計 107 か月の長期に及んでおり、その間、申立人は二つの市区に住民登録しているが、この長期間及び複数の市区において、行政の記録管理にミスが起り続けたとは考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間の昭和44年12月から48年3月までの期間、49年1月から同年6月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から48年3月まで
② 昭和49年1月から同年6月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで

時期は定かではないが、国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間については、区役所が職場の近くにあったので、3か月ごとに現金を区役所に持参して国民年金保険料を納付していた。これまで、経済的に苦しい時も納付してきたのに、金銭的にそれほど困っていなかった申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年5月ごろに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間①の大半（昭和44年12月から46年3月まで）は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入時期の記憶が曖昧である上、少なくとも大学生であった時期（申立期間①のうち、昭和44年12月から47年3月まで）に国民年金に加入した記憶はないと供述している。

2 申立期間③直後の昭和50年4月から51年1月までの期間は、重複して納付された52年4月から同年8月までの国民年金保険料を充当し、納付済みとなった期間であることが特殊台帳から確認でき、3か月ごとに納付していたとする申立人の主張は不自然である。

なお、この保険料の充当処理は、重複納付された昭和52年4月から同年

8月までを起点にすると、時効が到来していない50年4月まではさかのぼって充当することが可能であったが、それ以前の申立期間②及び③については、時効により制度上、保険料の充当はできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立期間における申立人の住所を管轄する社会保険事務所（当時）が申立人の住所を把握しておらず、不在処理を行ったことを意味する「不在A転 52. 2. 3」の記載があり、申立期間等に未納があったことが推察できる。

さらに、申立人は3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間②及び③は、3か月ごとに納付したとして4回の納付分に及び、この複数回において行政側の記録管理に不備が起り続けたとも考え難い。

- 3 申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から43年12月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

昭和38年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料は毎月集金人に支払い、領収書を受け取っていた。

別の市に転居した昭和44年4月ごろに、未加入期間であった36年4月から38年3月ごろまでの期間の国民年金保険料を納付することができるのであればさかのぼって納付してくるようにとの夫の指示を受けて、前に住んでいた町の役場に出向いてその手続を行ったところ、44年1月に国民年金に新規に加入したものとして処理され、申立期間①の納付記録が消えてしまったことに納得できない。

また、申立期間②については、前居住地では保険料が納付済みであったのに、新たに加入手続した時に保険料を二重納付したと思うので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年1月ごろに払い出され、申立人は同年1月1日に初めて国民年金に任意加入しているが、申立期間①において国民年金の任意加入の対象者であった申立人はこの時点では、制度上、申立期間①にさかのぼって国民年金に加入することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は申立人が昭和38年ごろから国民年金に加入してお

り、その加入手続は申立人が行ったと主張しているものの、国民年金に加入したとする時期は明確でない上、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行った記憶はないと供述するなど、申立人及びその夫の記憶は曖昧である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳（昭和 44 年 1 月 7 日交付）から、申立人は 44 年 1 月に国民年金に加入し、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 4 月に納付していることが確認できるが、申立人はそのころに国民年金の加入手続を行った記憶はないと供述するなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、昭和 38 年ごろから国民年金に加入し、別の市に転居する 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していた上、同年 1 月 1 日に国民年金に新規加入した際に同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付しているため、同期間の保険料を重複して納付していると主張するが、前述のとおり、申立人が 44 年 1 月 1 日以前から国民年金に加入して、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金保険料が重複して納付しているとの主張は不自然である。

また、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を重複して納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を重複して納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 694

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 45 年 9 月まで

A 市で B 工場を開業した昭和 37 年ごろ、取引口座を開設した銀行の行員に国民年金のことを相談したところ、銀行で国民年金の世話をしていると言われたので、国民年金の加入手続を依頼し、その場で同年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を渡した。

その後、昭和 37 年 7 月から 42 年 3 月ごろまでは、取引銀行の支店で納付するか、B 工場を訪れた銀行員に現金を渡して国民年金保険料を納付していた。

また、昭和 42 年 4 月からは毎月、積立貯金のために集金に来た取引銀行の行員を通じて保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月及び 45 年 10 月に、それぞれ C 市と A 市において払い出されているところ、最初に払い出された国民年金手帳記号番号は不在処理され、2 回目に払い出された記号番号に統合処理されており、A 市で 2 回目の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半（昭和 37 年 1 月から 43 年 6 月まで）は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月 1 日から同年 6 月 27 日までは C 市に住居登録しており、A 市において国民年金に加入し保険料を納付することはできない。

さらに、A 市が納付書による納付方法を開始したのは昭和 45 年 4 月であり、それ以前は銀行では国民年金保険料を納付できず、銀行員に現金を手渡し又は銀行に出向いて国民年金保険料を納付したとする申立人の主張と当時の保険料納付の実態は符合しない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 695

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
国民年金の制度が発足したころ、母親が国民年金の加入手続を行い、市役所で半年ごとに保険料を納付していたと聞いている。年金手帳の印紙検認台紙が割印して切り離されており、納付したと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 36 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳の昭和 36 年度及び 37 年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印が無いことが確認できる。

また、申立期間当時において、国民年金保険料を収納していた市町村は、旧国民年金法施行規則に基づき、年度ごとに国民年金手帳の検認記録欄と検認台紙とを照合し、保険料の納付の有無にかかわらず、切り取り線の上に契印を押し、検認台紙を手帳から切り離し、社会保険事務所（当時）に送付していたことから、申立人が主張する国民年金手帳の検認台紙が切り離されていることが保険料納付を示すものとはならない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は高齢のため事情を聴取できず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から53年3月まで

申立期間のうち、昭和44年11月から47年3月までについては、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。私が大学生の時、市役所に勤務している同級生に国民年金の加入を勧められたので母親にその旨を話したところ、母親は、勤務先の上司から20歳になったら国民年金に加入したほうがよいと勧められたとして、既に私の国民年金の加入手続を行い、母親の勤務先に集金に来ていた信用金庫の職員に保険料を納付していると言っていた。

また、大学を卒業して、父親が経営する事業を手伝うようになった昭和47年4月から53年3月までについては、取引関係のあった信用金庫の職員に積立預金と一緒に国民年金保険料を手渡して納付した。

さらに、お金が無い時には父親に納付してもらっており、父親の会計帳簿に国民年金保険料の納付記録と思われる記載があり、これは父親が納付してくれたことを示すものではないかと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は所持しているオレンジ色の手帳（この手帳の様式は昭和49年11月以降に使用され始めたもの）が母親から受け取った国民年金手帳であると供述しているところ、同手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月に払い出されたものであり、申立人は、申立期間において、国民年金の被保険者ではなかったものと推察される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年1月の時点では、申立期間の大半（昭和44年11月から51年9月まで）は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、過去の未納の保険料を一括して納付した記憶もない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市が納付書により国民年金

保険料を収納するようになったのは昭和 46 年 4 月からであり、申立人の母親及び申立人が国民年金保険料を手渡していたとする信用金庫の職員は申立期間当時において窓口業務の担当であって、外回りの集金業務は行っていなかったと証言しているなど、申立期間の国民年金保険料を信用金庫で納付したとする申立人の主張と当時の事実関係が符合しない。

加えて、申立人の母親に聴取しても、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶は曖昧である上、国民年金の加入を勧められたとする母親の勤務先の上司からも申立内容を裏付ける証言が得られない。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録から、申立人が当時同居していた家族のうち、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できるのは申立人の父親のみであり、昭和 55 年 2 月から父親が 60 歳に到達する 58 年*月までの会計帳簿には、同人の国民年金保険料に係る記録が確認できることを踏まえると、申立人が国民年金保険料を納付した根拠資料として提出している会計帳簿の記録は、申立人の父親の国民年金保険料に係るものであると考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで
A市B区に住んでいたころ、時期は定かではないが、テレビか何かで、過去に国民年金に加入していなくても、今、国民年金の加入手続をすれば過去にさかのぼって加入できると聞いたので、区役所で国民年金の加入手続を行い、そのときに17万4,000円を保険料として一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月に払い出されており、国民年金手帳記号番号が申立人のものと前後する任意加入者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは53年1月であったと推察される。ところ、申立期間の国民年金保険料を納付するには第3回特例納付によるほかになかったが、申立人が国民年金に加入したと同時に保険料を一括して納付したとする時点は、第3回特例納付の実施時期ではなく、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額は66万円となり、申立人が記憶する約17万円と大きく相違する。

さらに、申立人は区役所で保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、国庫金である過年度保険料または特例納付による保険料を区役所は収納することができず、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月

昭和49年7月の国民年金保険料の納付記録は社会保険庁（当時）の記録には無いが、所持している「国民年金保険料領収カード」の同年7月分の欄に市の領収印が押されているので、保険料を納付していることを認めてほしい。

その上で、昭和49年7月1日から厚生年金保険に加入しているので、申立期間の国民年金保険料を返還してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金保険料領収カードの昭和49年7月の欄に市の領収印が押されており、これが取り消された形跡も無いことから、申立期間の国民年金保険料は納付されたものと認められる。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であり、国民年金保険料が納付されていれば過誤納として国民年金保険料の還付処理が行われることになるが、還付処理が行われていれば保存されるはずの申立人の特殊台帳は無く、申立期間の国民年金保険料が還付された記録は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得ないことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

岡山厚生年金 事案 834

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 3 日から 32 年 3 月 25 日まで
昭和 29 年 5 月から A 事業所に勤務し、結婚準備のため 32 年 3 月に退職した。父親も兄も同じ事業所に勤務しており、厚生年金保険の加入記録があるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録照会をしたところ、申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後 2 年以内に同資格を喪失した女性の被保険者 10 人のうち 6 人については、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、申立人と同時期に勤務していた同僚の一人は、事業所が請求手続を行ってくれたと思う旨を証言しており、支給決定された当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 5 月 25 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 21 日から同年 4 月 14 日まで
② 昭和 55 年 7 月 22 日から 56 年 5 月 1 日まで

入社と同時に社会保険に加入をするという条件で、昭和 54 年 2 月に A 事業所に就職したが、同事業所における厚生年金保険の加入記録が同年 4 月 15 日からとなっていることに納得できない。

また、昭和 55 年 7 月 22 日に B 事業所に正規職員として就職し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A 事業所の事業主の子（申立期間当時は A 事業所の従業員）の証言から、申立人は、申立期間①において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所の事業主の子は、就職した当初は試用期間として厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある旨を証言しており、申立人と同様に、申立人が申立期間①の前に勤務していた事業所から A 事業所に移籍した同僚は、A 事業所に就職した 2 か月後から厚生年金保険に加入しているなど、申立人の同僚には厚生年金保険の加入が遅れている者が確認でき、同事業所の事業主は採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A 事業所は平成元年 6 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の元事業主や当時の社会保険事務担当者は高齢のため事情を聴取できず、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の控除の事実が確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

2 B事業所における申立人の同僚の証言から、勤務期間を特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚からは、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる証言が得られない上、B事業所の元事業主は、同事業所は既に廃業しており、当時の関係資料は保存しておらず、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の事実は不明である旨回答している。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 29 日から 34 年 6 月 6 日まで
A事業所に勤務していた期間について、脱退手当金を受給している記録となっていることを知った。同事業所では、昭和34年6月ごろ、最後の給料を受け取った後に、退職する旨を言わないまま、それ以降、出勤しなかった。A事業所からは、脱退手当金の請求手続等の説明も受けておらず、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の被保険者資格の喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した女性の被保険者5人については、全員に脱退手当金の支給記録が有り、その5人は被保険者資格を喪失した日から7か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、支給決定された当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年9月8日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要である標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 6 月 3 日まで
② 平成 14 年 6 月 3 日から同年 12 月 21 日まで
③ 平成 15 年 1 月 6 日から 17 年 3 月 31 日まで
④ 平成 15 年 8 月 12 日
⑤ 平成 17 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①当時に勤務していたA事業所及び申立期間②当時に勤務していたB事業所における標準報酬月額は、オンライン記録では 20 万円ないし 22 万円であるが、給与の振込額は 30 万円近くあったので、給与支給月額は 30 万円以上であったはずであり、オンライン記録の標準報酬月額に納得できない。

また、C事業所に勤務していた申立期間③の給与は 16 万円程度であり、申立期間④の賞与額は 16 万 6,000 円であったことが給与明細書から確認できるが、オンライン記録の標準報酬月額は 14 万円ないし 15 万円、標準賞与額は 4 万円と実際の額に比べ低い額となっており、納得できない。

さらに、申立期間⑤については、平成 17 年 3 月 31 日までC事業所に勤務していたのに、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が翌日ではなく、同日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所の後継事業所が保管する申立人に係る賃金台帳から確認できる申立期間①の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、この後継事業所が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、A事業所が加入していたD健康保険組合における申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

- 2 B事業所の後継事業所が保管する申立人に係る賃金台帳から確認できる申立期間②の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、この後継事業所が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、B事業所が加入していたD健康保険組合における申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

- 3 申立人が所持する給与明細書及びC事業所の元事業主が保管する申立人に係る賃金台帳から確認できる申立期間③の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。
- 4 C事業所の元事業主が保管する賃金台帳から、平成 15 年 8 月 12 日（申立期間④）に申立人に支給された賞与から控除された厚生年金保険料の控除額は 2,716 円であることが確認でき、この控除額に見合う標準賞与額は 4 万円であり、オンライン記録の標準報酬賞与額と一致している。

なお、平成 15 年 8 月に支給された賞与分であるとして申立人から提出された給与明細書には支給年月の記載が無く、当該給与明細書に記載された支給額及び厚生年金保険料、健康保険料、所得税等の控除額は、15 年 3 月の賞与額及び同年 8 月の賞与額の合算額と一致することから、この給与明細書は、15 年 3 月の賞与額及び同年 8 月の賞与額を合算した明細書であると推認できる。

- 5 申立人が所持する給与明細書及びC事業所の元事業主が保管する賃金台帳から、平成 17 年 3 月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届から、申立人の資格喪失日は平成 17 年 3 月 31 日であると確認できる。

さらに、申立人は、平成 17 年 3 月 31 日に国民年金に加入し、同月分の国民年金保険料を納付しており、国民健康保険も同日に加入していることが確認できるほか、申立人のC事業所に係る雇用保険の離職日は同年 3 月 30 日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と符合している。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと

認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から同年 12 月まで
申立期間において、A事業所のB丸かC丸という名称の船舶に甲板員として乗船していた。昭和 49 年の正月休みに息子を連れて自分が乗船していた船を見に行った記憶があり、乗船していたことは確かであると思うので、申立期間の船員保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子が書いた作文の内容及び申立人の供述内容から、申立人が船舶に乗っていたことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る船員保険被保険者名簿に、申立人が記憶している船長及び炊飯員の記録は無い上、申立期間当時にA事業所に在籍した元船員（複数）は、申立人及び上記船長並びに炊飯員のことは知らないと言言している。

また、A事業所は、申立人が在職したか否か、船員保険料を控除したか否かについては資料を保存しておらず不明であると回答している上、同事業所の所有する船舶はすべてB丸という名称で、C丸という名称の船舶は無かった旨を証言している。

さらに、申立人は、船員手帳を所持した記憶がないと供述しているほか、A事業所に係る船員保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、船員保険被保険者証記号番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 21 日から 50 年 11 月 14 日まで

私はこれまでずっとAの運転手として勤務しており、会社が倒産した場合や一身上の都合で退職した場合でもすぐに別の会社に勤務していた。申立期間については、事業所名を明確に記憶していないが、死亡した友人からB事業所であったと聞いており、同事業所でAの運転手として勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月 26 日から 50 年 2 月 15 日まで、申立人が主張するB事業所ではなく、C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所は、現在確認できる同事業所の関連事業所の記録にB事業所の記録は無く、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入記録は見当たらないと回答している。

また、申立人が主張する事業所の所在地を管轄する法務局の商業登記（閉鎖登記簿を含む。）や運輸局の行政記録から、B事業所を確認できない上、オンライン記録に、B事業所が厚生年金保険の適用事業所である旨の記録は見当たらない。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の同僚は死亡しており、申立人はこの同僚のほかには記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言が得られない。

加えて、D厚生年金基金に申立期間における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで
② 昭和 33 年 1 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
昭和 31 年 1 月から同年 12 月まではA事業所に、33 年 1 月から同年 12 月まではB事業所にC工として勤務したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の同僚（複数）の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、申立期間①中の昭和 31 年 9 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、A事業所の当時の社会保険事務担当者は、「当事業所のC工は請負契約に基づいて仕事を行っており、請負契約を締結したC工は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を証言している。

さらに、当時の同僚から申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる証言は得られない上、A事業所は平成8年に解散し、当時の事業主は死亡しており、申立人の厚生年金保険の適用状況が確認できない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 B事業所の勤務については、申立人の同僚（複数）の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当時の同僚から申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる証言が得られない上、B事業所は平成元年に解散し、当時の事業主は死亡しており、申立人の厚生年金保険の

適用状況が確認できない。

また、申立人の同僚は、「申立期間②当時、会社の経営状態が悪くなかったこともあり、厚生年金保険に加入していない者が多数いた。」と証言しており、申立人の供述及び同僚の証言から申立期間②当時のB事業所の従業員数は70人程度であったと推測できるが、昭和33年10月時点における同事業所の厚生年金保険被保険者数は24人であり、B事業所は、従業員全員までは厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで
昭和 61 年 11 月から 63 年 10 月まで A 事業所に勤務し、得意先に B 製品を納品する仕事に従事した。就職時に社長から正規職員であると言われており、昇給も 2 回ほどあったと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所における申立人の元上司は、「申立人と一緒に勤務した。」と証言している上、同事業所の元取締役が保存する従業員の住所録から、申立人が昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 10 月 11 日まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、この元取締役は、「当時、厚生年金保険の加入に当たっては、従業員に加入の意思を確認しており、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。厚生年金保険に加入していた者を記録していた帳簿に申立人の記録は無く、申立人は本人の希望により厚生年金保険に加入させていなかったものと思う。」と証言しており、同帳簿に記録されている者の資格得喪の記録は、オンライン記録と一致している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 9 月 27 日まで

申立期間については、給与月額が従前と変わっていないにもかかわらず、社長の自分が知らないところで社会保険事務担当者が事実と異なる手続きを行った可能性があり、標準報酬月額が実際の給与より少額となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 11 年 4 月 1 日の随時改定により 59 万円から 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した預金通帳の写しから、申立人の A 事業所における給与の手取り支給額は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間の厚生年金保険料の控除額及び報酬の総額を確認することができない上、申立人は給与明細書を所持しておらず、同事業所も賃金台帳等を保存しておらず、当時の社会保険事務担当者も死亡していることから、申立人に係る申立期間の標準報酬月額について確認できない。

また、A 事業所の登記簿謄本及び申立人の供述から、申立人は、申立期間当時、同事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「当時、事業所は社会保険料を滞納しており、事業所の社会保険事務担当者が社会保険事務所（当時）の保険料徴収担当者と保険料納入額の軽減について相談していたことを覚えている。」と供述しており、申立人は、自身の標準報酬月額が減額された手続について認識がなかったとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、さかのぼって訂正された形跡は無く、不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 26 日から 4 年 7 月 31 日まで
平成 3 年 8 月 26 日から 9 年 12 月 27 日まで A 事業所に勤務し、3 年 8 月
から 4 年 7 月までの給与は 20 万円であったと記憶しているが、オンライン
記録の標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の事業主は、「厚生年金保険料の控除額を確認できる書類を保存していないが、平成 4 年 8 月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の標準報酬決定通知書に、申立人の従前の標準報酬月額が、13 万 4,000 円と記録されており、社会保険事務所（当時）が決定した標準報酬月額に従って厚生年金保険料を控除しているので、申立期間について、申立人の給与から、標準報酬月額 13 万 4,000 円に相当する保険料を控除したはずである。」と回答している。

また、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料額を記憶していない上、申立期間中、A 事業所に勤務していた者からも申立人の厚生年金保険の保険料控除についての証言は得られなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、さかのぼって訂正された形跡は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 3 日まで
昭和 60 年 8 月 1 日から平成元年 10 月 2 日まで A 事業所に B 職として勤務し、保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保存している従業員名簿から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 事業所は、申立期間当時は、C 職及び D 職の従業員を厚生年金保険に加入させ、申立人のような B 職については、完全歩合給であったため厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料を控除していなかった旨回答しているところ、申立期間当時の申立人の同僚（複数）から事業所の回答と同様の証言が得られた。

また、申立人は、自身の給与について、「就職した当初は固定給であったが、昭和 61 年の途中から完全歩合給になった。」と供述しており、A 事業所の回答から、同年に給与体系が変更となり、申立人の厚生年金保険被保険者資格は喪失していることがわかる。

さらに、申立期間について、A 事業所が加入している E 健康保険組合の記録に申立人の記録は無く、雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付している上、申立期間直前の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの期間は、厚生年金保険の加入期間であることを理由に、同期間の国民年金保険料は平成 2 年 2 月 23 日に還付決定されている。申立期間について、厚生年金保険に加入していたのであれば、納付された申立期間の国民年金保険料も併せて還付されることから、申立期間には、厚生年金保険に加入していなかったこと

が推認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで
昭和 49 年 5 月から 52 年 2 月までの期間と申立期間について、A 事業所の臨時職員として勤務したが、前の期間については厚生年金保険の被保険者記録が有るのに、申立期間について記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管している B 書及び C 書から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は昭和 52 年 3 月 18 日に夫の健康保険に係る被扶養者として認定され、申立期間についても引き続き、夫の被扶養者となっている。

また、昭和 52 年 4 月 1 日に A 事業所に臨時職員として任用された 15 人のうち、6 人が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、申立人を含む他の 9 人については、厚生年金保険の加入記録は無く、このことについて、申立人と一緒に同事業所に臨時職員として採用された者は、「A 事業所は臨時職員の採用に当たり、本人の意思を確認して社会保険に加入させるかどうかを決めていた。」と証言しており、同事業所は、必ずしもすべての臨時職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認できる。

さらに、A 事業所は、申立期間当時の雇用関係の書類を保存しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに

係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。